

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和4年7月29日

新 城 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第4項の規定において準用する第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
		○		上平井、平井、矢部、徳定、杉山、吉川	無	令和2年度～令和6年度	新城環境保全の会
		○		内井道北、内井道南、奥井道、鯉淵、野田、杉山、稲木、石田、徳定、横川、須長、日吉、吉川、庭野、一鍬田、富岡、中宇利、長篠、作手高松、作手田代、作手田原、作手白鳥	無	令和2年度～令和6年度	新城有機農業の会
		○		一鍬田	無	令和3年度～令和7年度	豊川有機農業の会